

○ 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（交付の対象及び交付率） 第3 交付対象となる経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。 （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （単年度交付限度額） 第4 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。 $\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha$ A：実施要綱第7の2に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額 B：（略） α：（略）	（交付の対象及び交付率） 第3 <u>交付対象事業は、以下に掲げるとおりとし、</u>交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。 <u>(1) 地域内農地集積型</u> <u>(2) 高収益作物転換型</u> <u>(3) スマート農業導入推進型</u> <u>(4) 病虫害対策型</u> <u>(5) 水田貯留機能向上型</u> <u>(6) 土地利用調整型</u> （単年度交付限度額） 第4 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。 $\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha$ A：実施要綱第15に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額 B：（略） α：（略）

2～5 (略)

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

(削る。)

2～5 (略)

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)・(2) (略)

(3) 第 3 の(1)から(2)への事業の変更

(電子情報処理組織による申請等)

第24 交付対象事業者は、第 5 第 1 項の規定による交付の申請、第 8 の規定による申請の取下げ、第10第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による概算払の請求、第14の規定による状況報告、第15第 1 項による実績報告、第15第 2 項による年度終了実績報告、第15第 4 項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

(間接交付金交付等の際付すべき条件)

第24 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。以下同じ。）は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第12まで、第14、第15、第17から第19まで、第21及び第22（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第10から第12まで、第14、第15、第17から第19まで及び第21から第23まで）の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) ～ (3) (略)

2 ～ 6 (略)

3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 交付対象事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付等の際付すべき条件)

第25 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。以下同じ。）は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第12まで、第14、第15、第17から第19まで、第21及び第22（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第10から第12まで、第14、第15、第17から第19まで及び第21から第23まで）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) ～ (3) (略)

2 ～ 6 (略)

別表1（第1関係）

交 付 対 象 事 業 者
1 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、<u>土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）別紙5に規定する広域活動組織、農業委員会</u> 2 農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者 (1) 実施要綱第2の1に規定する事業（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、<u>実施要綱第2の5に規定する担い手であること又は担い手となること</u>が見込まれること (2) （略）

別表1（第1関係）

交 付 対 象 事 業 者
1 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）別紙5に規定する広域活動組織、農業委員会 2 農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者 (1) 実施要綱第2の1に規定する事業（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、<u>地域計画のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）</u>であること又は<u>位置付けられること</u>が見込まれること (2) （略）

別表 2 (第 3 及び第 4 関係)

経 費	交 付 率
実施要綱第 3 の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費	
1 実施要綱別表の区分の欄の 1 の事業 及び同別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の (15) 及び (17) の事業	定 額
2 実施要綱別表の区分の欄の 2 の事業 (1 の事業を除く。)	当該交付対象事業費 又は当該間接交付対象 事業費の 1/2 以内
(1) 純工事費	ただし、別表 3 に掲 げる地域等において行 うものにあつては、同 表の交付率の欄に掲げ る交付率
(2) 測量設計費	
(3) 用地費及び補償費	
(4) 船舶機械器具費	
(5) 全体実施設計費	
(6) 換地費	
(7) 調査・調整費	
(8) 経理管理・指導費	
(9) 機械作業体系の導入に必要な機 械・施設のリース導入等に要する 経費	
(10) 労働生産性の向上に必要な機 械・施設のリース導入に要する経 費	

別表 2 (第 3 関係)

経 費	交 付 率
実施要綱第 2 の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費	
1 実施要綱別表の区分の欄の 1 の事業 及び同別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の (20) 及び (22) の事業	定 額
2 実施要綱別表の区分の欄の 2 の事業 (1 の事業を除く。)	当該交付対象事業費 又は当該間接交付対象 事業費の 1/2 以内
(1) 純工事費	ただし、別表 3 に掲 げる地域等において行 うものにあつては、同 表の交付率の欄に掲げ る交付率
(2) 測量設計費	
(3) 用地費及び補償費	
(4) 船舶機械器具費	
(5) 全体実施設計費	
(6) 換地費	
(7) 調査・調整費	
(8) 経理管理・指導費 (新設)	
(新設)	

(11) 促進費

別表 3 (第 3 関係)

地 域 等	交 付 率
(略)	(略)

(備考 1) 特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、実施要綱第 8 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 54%、令和 6 年度にあつては 53%、令和 7 年度にあつては 52%、令和 8 年度にあつては 51%とする。

(備考 2) 特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、実施要綱第 8 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 55%、令和 6 年度にあつては 54%、令和 7 年度にあつては 53%、令和 8 年度にあつては 52%、令和 9 年度にあつては 51%とする。

(新設)

別表 3 (第 3 関係)

地 域 等	交 付 率
(略)	(略)

(備考 1) 特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、実施要綱第 18 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 54%、令和 6 年度にあつては 53%、令和 7 年度にあつては 52%、令和 8 年度にあつては 51%とする。

(備考 2) 特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、実施要綱第 18 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 55%、令和 6 年度にあつては 54%、令和 7 年度にあつては 53%、令和 8 年度にあつては 52%、令和 9 年度にあつては 51%とする。

別記様式第1号（第5関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金交付申請書

(略)

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事業内容	備 考
〇〇地区 (削る。)	<u>〇〇年度</u> ～ <u>〇〇年度</u>	1 定額	事業実施主 体：
		2 定率	

別記様式第1号（第5関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金交付申請書

(略)

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事業内容	備 考
〇〇地区 <u>地域内農地集積型</u> └─ <u>高収益作物転換型</u> └─ <u>スマート農業導入推 進型</u> └─ <u>病虫害対策型</u> └─ <u>水田貯留機能向上型</u> 又は <u>土地利用調整型</u>	<u>R〇〇</u> ～ <u>R〇〇</u>	1 定額	事業実施主 体：
		2 定率	

△△地区 (削る。)	〇〇年度	1 定額	事業実施主 体：		
	～				
	〇〇年度	2 定率			
3・4 (略)					
5 収支予算 (1) 収入の部 (略) (2) 支出の部					
区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	

△△地区 <u>地域内作物集積型</u> ┃ <u>高収益作物転換型</u> ┃ <u>スマート農業導入推 進型</u> ┃ <u>病虫害対策型</u> ┃ <u>水田貯留機能向上型</u> 又は <u>土地利用調整型</u>	R〇〇	1 定額	事業実施主 体：		
	～				
	R〇〇	2 定率			
3・4 (略)					
5 収支予算 (1) 収入の部 (略) (2) 支出の部					
区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	

<u>(7-ウ)</u> 更新整備(農作業道) <u>(7-エ)</u> 更新整備(畦畔) <u>(7-オ)</u> 更新整備(排水口) <u>(7-カ)</u> 更新整備(特認事業) <u>(8-ア)</u> 畑作転換工(額縁排水溝) <u>(8-イ)</u> 畑作転換工(酸度矯正) <u>(9)</u> 条件改善推進費 <u>(10-ア)</u> 高収益作物転換支援 (高収益作物転換推進費) <u>(10-イ)</u> 高収益作物転換支援 (新植・改植等支援) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) <u>(10-ウ)</u> 高収益作物転換支援 (園芸作物モデル産地形成支援) <u>(11)</u> 病虫害対策 2 定率助成 (1)～(8) (略) <u>(9)</u> 管理省力化支援 <u>(10)</u> 条件改善促進支援 <u>(11)</u> 指導						<u>(9-ウ)</u> 更新整備(農作業道) <u>(9-エ)</u> 更新整備(畦畔) <u>(9-オ)</u> 更新整備(排水口) <u>(9-カ)</u> 更新整備(特認事業) <u>(10-ア)</u> 畑作転換工(額縁排水溝) <u>(10-イ)</u> 畑作転換工(酸度矯正) <u>(11)</u> 条件改善推進費 <u>(12)</u> 高収益作物転換推進費 <u>(13)</u> 新植・改植支援 <u>(14)</u> 幼木管理支援 <u>(15-ア)</u> 経営継続発展支援 (大苗の育成支援) <u>(15-イ)</u> 経営継続発展支援 (代替農地での営農支援) <u>(15-ウ)</u> 経営継続発展支援 (省力技術研修支援) <u>(16)</u> 園芸作物モデル産地形成支援 (新設) 2 定率助成 (1)～(8) (略) (新設) (新設) (新設)					
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

<u>(12) 高収益作物導入支援</u> <u>(13-ア) スマート農業導入支援 (RTK-GNSS 基地局整備)</u> <u>(13-イ) スマート農業導入支援 (先進的省力化技術導入支援)</u> <u>(13-ウ) スマート農業導入支援 (調査・調整、実施計画策定支援)</u> (削る。) (削る。) (削る。) <u>(14) 粗放的農地利用整備</u> (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) <u>(15) 機構集積推進費</u> <u>(16) 高収益作物導入促進費</u> <u>(17) 高収益作物導入推進費</u>						(新設) <u>(9-ア) スマート農業導入支援 (GNSS 基地局整備)</u> <u>(9-イ) スマート農業導入支援 (先進的省力化技術導入支援)</u> <u>(9-ウ) スマート農業導入支援 (調査・調整、実施計画策定支援)</u> <u>(10-ア) 小規模園地整備 (盛土)</u> <u>(10-イ) 小規模園地整備 (園内道)</u> <u>(10-ウ) 小規模園地整備 (その他)</u> <u>(11) 粗放的農地利用整備</u> <u>(12) 管理省力化支援</u> <u>(13) 品質向上支援</u> <u>(14) 条件改善促進支援</u> <u>(15) 高収益作物導入支援</u> <u>(16) 高付加価値農業施設支援</u> <u>(17) 機械作業体系導入支援</u> <u>(18) 労働生産性向上技術導入支援</u> <u>(19) 指導</u> <u>(20) 農地整備・集約推進費</u> <u>(21) 高収益作物導入促進費</u> <u>(22) 高収益作物導入推進費</u>					
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

合 計					
-----	--	--	--	--	--

6 (略)

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分 (○年度交付申請分) (単位: 円)

都道府県名	市町村名	地区名	(削る。)		備考
計					
計					
合計					

1 (略)

合 計					
-----	--	--	--	--	--

6 (略)

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分 (○年度交付申請分) (単位: 円)

都道府県名	市町村名	地区名	計画 区分		備考
計					
計					
合計					

1 (略)

(削る。)

2 (略)

3 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

○定額助成

1: 区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)、2: 区画拡大 (水路の変更を伴うもの)、3: 暗渠排水、4: 湧水処理、5: 末端畑地かんがい施設、6: 客土、7: 除礫、8: 更新整備のうち用水路、9: 更新整備のうち排水路、10: 更新整備のうち農作業道、11: 更新整備のうち畦畔、12: 更新整備のうち排水口、13: 更新整備のうち特認事業、14: 畑作転換工のうち額縁排水溝、15: 畑作転換工のうち酸度矯正、16: 条件改善推進費、17: 高収益作物転換支援のうち高収益作物転換推進費、18: 高収益作物転換支援のうち新植・改植等支援、19: 高収益作物転換支援のうち園芸作物モデル産地形成支援、20: 病虫害対策

○定率助成

21: 農業用排水施設、22: 暗渠排水、23: 土層改良、24: 区画整理、25: 農作業道等、26: 農地造成、27: 農用地の保全、28: 営農環境整備支援、29: 管理省力化支援、30: 条件改善促進支

2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導入推進型は「3」、病虫害対策型は「4」、水田貯留機能向上型は「5」、土地利用調整型は「6」を記載する。

3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

○定額助成

1: 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)、2: 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)、3: 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)、4: 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)、5: 暗渠排水、6: 湧水処理、7: 末端畑地かんがい施設、8: 土層改良のうち反転耕、9: 土層改良のうち混層耕、10: 土層改良のうち堆肥施用、11: 土層改良のうち明渠排水、12: 土層改良のうち客土、13: 土層改良のうち除礫、14: 更新整備のうち用水路、15: 更新整備のうち排水路、16: 更新整備のうち農作業道、17: 更新整備のうち畦畔、18: 更新整備のうち排水口、19: 更新整備のうち特認事業、20: 畑作転換工のうち額縁排水溝、21: 畑作転換工のうち酸度矯正、22: 条件改善推進費、23: 高収益作物転換推進費、24: 新植・改植支援、25: 幼木管理支援、26: 経営継続発展支援のうち大苗の育成支援、27: 経営継続発展支援のうち代替農地での営農支援、28: 経営継続発展支援のうち省力技術研修支援、29: 園芸作物モデル産地形成支援

○定率助成

30: 農業用排水施設、31: 暗渠排水、32: 土層改良、33: 区画整理、34: 農作業道等、35: 農地造成、36: 農用地の保全、37: 営農環境整備支援、38: スマート農業導入支援、39: 小規模園地

援、31：指導、32：高収益作物導入支援、33：スマート農業導入支援、34：粗放的農地利用整備、35：機構集積推進費、36：高収益作物導入促進費、37：高収益作物導入推進費

4 「事業名」欄には、上記3の番号に該当する名称を記載する。
5～15 (略)

別記様式第8号（第15 第2項関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

(略)

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に要する経費 (A)	国庫 交付金	(A) のうち年 度内 支出 済額	概算 払受 入済 額	(A) のうち未 支出 額	翌年 度繰 越額	

整備のうち盛土、40：小規模園地整備のうち園内道、41：小規模園地整備（その他）、42：粗放的農地利用整備、43：管理省力化支援、44：品質向上支援、45：条件改善促進支援、46：高収益作物導入支援、47：高付加価値農業施設支援、48：機械作業体系導入支援、49：労働生産性向上技術導入支援、50：指導、51：農地整備・集約推進費、52：高収益作物導入促進費、53：高収益作物導入推進費

5 「事業名」欄には、上記4の番号に該当する名称を記載する。
6～16 (略)

別記様式第8号（第15 第2項関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

(略)

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に要する経費 (A)	国庫 交付金	(A) のうち年 度内 支出 済額	概算 払受 入済 額	(A) のうち未 支出 額	翌年 度繰 越額	

翌年度繰越分 (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) 年度内完了分 (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) 	円	円	円	円	円	円		翌年度繰越分 <u>地域内農地集積型</u> <u>高収益作物転換型</u> <u>スマート農業導入</u> <u>推進型</u> <u>病虫害対策型</u> <u>水田貯留機能向上</u> <u>型</u> <u>土地利用調整型</u> 年度内完了分 <u>地域内農地集積型</u> <u>高収益作物転換型</u> <u>スマート農業導入</u> <u>推進型</u> <u>病虫害対策型</u> <u>水田貯留機能向上</u> <u>型</u> <u>土地利用調整型</u>	円	円	円	円	円	円	
1 ～ 3 (略)								1 ～ 3 (略)							

附 則

- この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。